

飼い犬の新規登録、 狂犬病予防注射を しましょう

飼い犬の登録(犬の生涯で1回)、狂犬病予防注射(年1回)は、法律で義務づけられています。日高町では、左記の日程で飼い犬の新規登録および狂犬病予防注射を実施いたします。

- 1.日時・場所 左の一覧表をご覧ください。
- 2.手数料
新規登録手数料：3000円
注射手数料：2700円
注射済票交付手数料：550円

3.備考

- ※釣り銭のいらぬようお願いいたします。
- ※対象となる犬は、生後90日を経過している犬です。

◎当日は郵送で届いた受付票(ハガキ)と問診票をご持参ください。

◎注射の際、犬をしっかり捕まえられる方は、動物病院での注射をおすすめします。
◎所有者または飼い犬に変更(死亡・転出等)があるときは、届出をしてください。

次の動物病院で狂犬病予防注射をされた場合は、集合注射会場と同じように狂犬病予防注射済票の交付が受けられます。

【川崎動物病院、くまがい動物病院、チカワ動物病院、おほら動物病院、ひだか犬猫病院】

右記以外の動物病院で狂犬病予防注射をされた場合は、狂犬病予防注射済票を子育て福祉健康課(☎63・3801)までお持ちください。狂犬病予防注射済票を交付いたします。

実施時間	実施場所
9:40~ 9:50	田杭集会所前
10:00~10:10	阿尾区事務所前
10:20~10:30	産湯バス停前
10:35~10:40	小坂バス停前
10:45~10:55	比井崎校体育館横
11:00~11:05	津久野(寺)
11:15~11:25	小浦公民館前
11:30~11:40	温泉館下駐車場
13:00~13:10	柏コミュニティセンター前
13:20~13:30	旧上志賀バス停前
13:35~13:40	大原橋付近
13:50~14:00	武道館駐車場
14:10~14:20	下志賀コミュニティセンター前
14:30~14:35	マンション吉祥西側歩道
4月12日(月)	
9:30~ 9:45	日高町文化会館前
9:50~10:05	小中作業所前
10:10~10:20	高家北集会所前
10:30~10:35	高家南集会所前
10:45~11:00	荊木公民館駐車場
11:05~11:20	萩原公民館前
11:25~11:30	J R 紀伊内原駅前
11:35~11:50	日高町中央公民館前
13:10~13:20	内原保育所下駐車場
13:25~13:30	旧農協原谷支所前
13:40~13:50	東光寺公民館前
14:00~14:10	池田集荷場前
4月13日(火)	



いきいき長寿課
お知らせ

お問い合わせ
☎63・3807

国民健康保険
新保険証を
お送りしています

国民健康保険に加入されている方に、世帯主様宛で新保険証を郵送しました。世帯員様の分も同封しております。

旧保険証の有効期限は、令和3年3月31日までとなっております。旧保険証は、4月1日以降にご自分で破棄していただき、今回送付しております新保険証をご使用いただきますようお願いいたします。

4月になっても保険証が届かない場合や、保険証の記載事項に誤りがある場合は、いきいき長寿課(☎63・3807)までお問い合わせ下さい。

国民健康保険

後期高齢者医療制度

人間ドックのご案内

令和3年度の国保人間ドック自己負担額は、二日ドック1万円、二日ドック1万7千円で受診できます。後期高齢者の方は、8千円の自己負担です。

募集期間

令和3年4月1日～4月10日
(定員になり次第締め切り)

申込受付場所

- ・国民健康保険の加入者
- ・日高町農村環境改善センター
- ・後期高齢者医療制度の加入者
- いきいき長寿課

(役場1階ロビー)
※いずれの加入者も被保険者証と印鑑を持参してください。

受診者の決定

申し込み順

※なお、特定健診と人間ドックの重複受診は出来ませんので、ご注意ください(重複受診された場合、人間ドックの費用のうち保険者負担分を返還していただくこととなります)。

国民健康保険の加入者

●対象

- ① 満年齢30歳以上の被保険者
(令和3年4月1日現在)
- ② 国民健康保険税を完納されている世帯に属する方

●検診機関

- ・ひだか病院
- 御坊市菌116・2

☎22・1111

- ・健診センター・キタデ
- 御坊市湯川町財部733・1

☎24・3000

後期高齢者

医療制度の加入者

●対象

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者
(令和3年4月1日現在)
- ② 後期高齢者医療制度保険料を完納されている方

●検診機関

- ・健診センター・キタデ
- 御坊市湯川町財部733・1

☎24・3000



(国民健康保険の加入者)

種別	自己負担額	募集人員
一日ドック	10,000円	90人
二日ドック	17,000円	30人

(後期高齢者医療制度の加入者)

種別	自己負担額	募集人員
一日ドック	8,000円	30人

介護保険を利用した住宅改修をするときは?

介護保険を利用した住宅改修をする場合は、要介護(要支援)認定を受けていることが前提です。

高齢となり、生活環境を整えるための住宅改修に対して、20万円を上限とした工費費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

介護保険を利用した住宅改修は原則として1回のみで最高20万円までとなっています。(ただし、20万円を使い切らずに数回に分けて使うこともできます)



お問い合わせは、いきいき長寿課・地域包括支援センター(☎63・3807)まで。

◎介護保険の

対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・開き戸から引き戸への取り替え
- ・和式便器から洋式便器の取り替え
- ・滑りにくい床材への変更

す。また要介護度が著しく重度になった場合、再度支給対象となる場合があります。)

工事を行う前には、必ず事前申請が必要となりますので、ケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。